

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援が進み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合		小学生 92.9% 中学生 97.1% 高校生 89.8%		小学生 93.8% 中学生 97.7% 高校生 90.7%		小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%
	小学生 92.0% 中学生 96.5% 高校生 88.9%					
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合					
3年度目標値の考え方	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えています。この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、令和5年度に現状値から各校種とも2～3%程度（年0.5～0.9%）上昇させることを見込んで、段階的に目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数		500 団体		550 団体		650 団体
	450 団体					
いじめの認知件数に対して解消したものの割合		100%		100%		100%
	95.3%					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合		小学生 80.1% 中学生 76.1% 高校生 54.7%		小学生 83.1% 中学生 80.1% 高校生 56.7%		小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%
	小学生 72.9% 中学生 65.9% 高校生 48.5%					
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数		11人		17人		29人
	5人					

現状と課題

- ①「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止に取り組むために、各事業者や団体、個人のみなさんが主体的に活動する三重県いじめ防止応援サポーターの登録を進めています。11月のいじめ防止強化月間では、学校において生徒が主体となり、「いじめを許さない」という意思を示すピンクシャツ運動を進めるなど、学校全体でいじめ防止に向けた機運を高める取組を行いました。また、サポーターである事業者が、いじめ防止を啓発するポスターを掲示したり、いじめ防止を呼び掛けるチラシを配付したりするなどの主体的な取組を進めています。今後も、引き続き、条例や「三重県いじめ防止基本方針」を周知・啓発するとともに、地域が一体となっていじめの防止に取り組めるよう、子どもたちとサポーターが連携した取組を進める必要があります。
- ②学校での「いじめアンケート」について、いじめを把握しやすいよう、「いじめ」の有無を直接問う内容から、児童生徒が困っていることや嫌な思いをした事実を問うものへ見直しました。あわせて、いじめを認知する際に留意すべき具体的な事例を示した「学校におけるいじめの認知基準チェックリスト」を見直し、学校での積極的な活用を促しています。今後は、教職員に対する研修会の開催など、いじめの認知力を向上させ、いじめの早期発見・早期対応を進める必要があります。
- ③児童虐待については、令和元年6月における「学校での児童虐待気づきリスト」のチェック項目の見直しに加え、幼児児童生徒に会うことができない場合における虐待早期発見のための気づきリストを新たに作成し、関係機関へ情報共有するとともに、通告の基準として県立学校と市町教育委員会に周知しました。今後は、より一層スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）や民生委員等、他の関係機関と連携し、学校で虐待の兆候を見逃すことのないよう、丁寧な見守りを行っていく必要があります。

- ④新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や夏季休業期間の短縮、学校行事の中止など、児童生徒や保護者が例年とは異なる不安やストレスを感じている状況が見られ、学校ではスクールカウンセラー（以下、SC）への相談件数が増加しています。このことから、新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩みにも対応できるよう、SCの配置時間数を増加させ、学校からの要請に即応できるようにしています。今後、より一層、児童生徒や保護者に寄り添った対応ができるよう、専門的な支援を行うことが必要です。
- ⑤児童生徒に関わるインターネット上の問題ある書き込みを検索するネットパトロールについて、例年実施している年3回（平日15日間を3回）に加え、新型コロナウイルス感染症に係る不適切な書き込み等を検索するため、毎日（平日）実施に強化しています。さらに、ネットパトロールでは検知が難しい、SNSなどでの閉ざされたやりとりにおいて、不適切な書き込みを発見した場合に、児童生徒や保護者、県民の方が、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を作成し、運用しています。今後も引き続き、インターネット上での人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守る取組を進める必要があります。
- ⑥通学路等の安全確保のため、学校安全アドバイザーによる通学路等の安全点検や登下校の安全対策に係る学校への助言を実施しています。また、児童生徒の交通安全や防犯意識の向上のため、拠点校の高校生による小中学生を対象とした交通安全教室や防犯教室の授業等を実施します。今後は、学校、保護者（PTA）、地域住民、警察等、地域による学校安全推進体制の構築に向け、市町教育委員会と連携し、学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーを育成していく必要があります。
- ⑦不登校支援アドバイザーと教育支援センターの指導員が協働して不登校児童生徒の実態を把握・分析するとともに、長期にわたり不登校の状態にある児童生徒を対象にモデル的な訪問型支援を行い、不登校に至った経緯やその後の状況について確認のうえ、一人ひとりに応じた、よりふさわしい支援方法を検討しています。さらに、フリースクール等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を行っています。加えて、小中学校が連携しながら児童生徒が主体となった授業や行事を実施し、仲間づくりや居場所づくりに取り組む「魅力ある学校づくり」の研究を進めています。今後も、児童生徒が安心して学べるよう取組を進めるとともに、不登校の要因・背景が多様化・複雑化していることから、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援のあり方を研究、実践していく必要があります。

令和3年度の取組方向

- ①児童生徒がいじめを生まない、許さない意識や態度を身につけられるよう、児童生徒やサポーターの主体的な取組の発信や弁護士によるいじめ予防授業を引き続き実施します。また、「子どもSNS相談みえ」に寄せられた相談のうち、緊急に支援が必要な児童生徒に対しては、臨床心理士が心のケアにあたりるとともに、社会福祉士等が関係機関と連携した支援を行います。
- ②子どもたちが安心して学べるよう、いじめや暴力行為、不登校に対して、児童生徒の心のケアや保護者からの相談に対応し、専門的な支援を行うSCやSSWの配置を進めます。
- ③新型コロナウイルス感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るため、ネットパトロールをより広範な検知ができるよう改善して取り組みます。また、「ネットみえ〜る」については、アプリ利用者へいじめ防止や相談窓口に係る情報を発信できるよう、アプリの改良を行います。さらに、これらの取組から得られた実例を題材として、子どもたちが新型コロナウイルス感染症に関するいじめや誹謗中傷について考え、学ぶケーススタディ教材を作成します。

- ④地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダーを地域の核とした学校安全体制の構築に取り組みます。さらに、子どもたちの危険予測、危険回避能力を育成するため、教職員を対象とした防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、各教職員の指導力の向上を図ります。
- ⑤不登校児童生徒が年々増加し、不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、教育支援センターを核とした不登校支援に取り組みます。モデルとなる教育支援センターを指定し、心理や福祉の専門人材を配置のうえ、専門的見地から支援や相談を行うとともに、有識者の助言を得ながら、訪問型支援を進めます。また、不登校児童生徒の支援事例をデータベース化し、各学校や教育支援センターで共有することで、効果的な不登校支援につなげます。さらに、児童生徒が社会性を身につけながら、ストレスや不安をうまく受け止め、回復する力を高める「レジリエンス教育」に取り組みます。

主な事業

- ①（一部新）いじめ対策推進事業【基本事業名：22401 いじめや暴力のない学校づくり】
（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）
予算額：(R2) 5,910千円 → (R3) 13,040千円
事業概要：弁護士によるいじめ防止授業に取り組むとともに、中学生と高校生がいじめをテーマにした紙芝居を創作し小学校等で上演することを通じて、いじめを自分事として考える機会を創出します。また、インターネットトラブルや新型コロナウイルス感染症によるいじめや人権侵害から児童生徒を守るため、ネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間をとおして実施するとともに、ネット上の不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を引き続き運用します。これらの取組から得られた事例等に基づき、児童生徒がいじめや誹謗中傷について考え、学ぶことができる教材を作成します。
- ②（一部新）スクールカウンセラー等活用事業
【基本事業名：22401 いじめや暴力のない学校づくり】
（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）
予算額：(R2) 279,103千円 → (R3) 361,973千円
事業概要：不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、SCについて各学校への配置時間を拡充するとともに、新たに特別支援学校や教育支援センターにも配置します。SSWについても配置時間を拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。さらに、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応するため、新たに教育相談員を中学校と高校に配置します。
- ③学校安全推進事業【基本事業名：22402 子どもたちの安全・安心の確保】
（第10款 教育費 第7項 保健体育費 1 保健体育総務費）
予算額：(R2) 3,035千円 → (R3) 3,000千円
事業概要：学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、モデル地域（1市町）で通学路の安全点検や安全マップづくりを実施します。通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガード（学校安全ボランティア）の養成および活動支援を行います。また、県内の公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

④（一部新）不登校対策事業【基本事業名：22403 不登校児童生徒への支援】

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R2) 7,239千円 → (R3) 29,258千円

事業概要：教育支援センター3か所をモデルとして指定し、SCとSSWを配置し、専門的な支援を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら訪問型支援に取り組みます。不登校の背景や要因、学校の対応や専門家による相談状況などその結果をデータベース化します。また、ストレスや不安をうまく受け止め、回復する力を高める「レジリエンス教育」に取り組むための実践プログラムを作成し、モデル校区で実施します。小中学校の連携による「魅力ある学校づくり」を進めるとともに、みえ不登校支援ネットワークの取組への支援や、学校と民間施設（フリースクール等）との連携を進めるなど、不登校児童生徒の多様な学びを支援します。さらに、保護者を対象とした相談会を開催し、保護者間の交流や情報提供の機会とします。